

## 「なんしいちゃん」の利用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「なんしいちゃん」の利用に関する取扱要領(以下「要領」という。)  
第13条の規定に基づき、「なんしいちゃん」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 要領第4条第1項の規定により、「なんしいちゃん」の利用許諾を受けようとする者は、「なんしいちゃん」利用申請書(別記様式第1号)に見本品又はデザインを添付して村長に提出しなければならない。

2 申請書には、見本品、写真又はデザインを添付しなければならない。

(利用許諾)

第3条 村長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、利用許諾か否かを通知しなければならない。

2 村長は、利用許諾に当たり「なんしいちゃん」のデザインの統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることができる。

3 「なんしいちゃん」の利用許諾をする場合は、その旨を通知するとともに、「なんしいちゃん」利用許諾契約書(別記様式第2号)を作成しなければならない。

4 「なんしいちゃん」の利用を許諾しない場合は、非許諾書(別記様式第3号)を作成し、通知しなければならない。

(利用上の順守事項)

第4条 前条第3項の利用許諾を受けた者は、要領に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「なんしいちゃん」利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。

(2) 「なんしいちゃん」のイメージを損なう展開又は応用利用をしないこと。

(3) 彩色は原則として、定められた色等を使用すること。

(4) 「なんしいちゃん」には、原則として『なんもく村マスコット「なんしいちゃん」』を「なんしいちゃん」の説明であると認識できるように表記すること。

ただし、誤認や混同を生じさせるおそれがある場合はその限りではない。

(5) 「なんしいちゃん」を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、利用者の責任と費用負担で解決するものとする。

2 村の機関等が利用する場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「なんしいちゃん」のイメージを損なう展開又は応用利用をしないこと。

(2) 彩色は原則として、定められた色等を使用すること。

(3) 「なんしいちゃん」の展開又は応用利用したデザインやグッズ等の製作物に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、村に帰属する。

(申請の取下げ・利用の中止)

第5条 第2条の規定による「なんしいちゃん」の利用申請をした者が、第3条に基づく決定を受ける前に申請を取り下げるとき又は「なんしいちゃん」の利用許諾を受けた者が、利用の中止をしようとするときは、「なんしいちゃん」利用申請取下書・利用中止申出書(別記様式第4号)により村長に申し出なければならない。

(商品等の提出)

第6条 「なんしいちゃん」の利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等(イラスト・写真を含む。)の完成後30日以内に、実物または実物に代わるものを村長に提出しなければならない。

2 村の機関等が利用した場合、その利用に係る広報物、商品等（イラスト・写真を含む。）を振興整備課長に提出しなければならない。

なお、新たなデザインを作成した場合は、そのデザインファイルも提出するものとする。

（利用許諾台帳の登載）

第7条 村長は利用許諾を行った場合は、利用許諾台帳（別記様式第5号）へ登載するものとする。

附則

1 この要領は、平成24年6月6日から施行する。

〈南牧村マスコットデザイン〉

色指定



なんもく村マスコット「なんしいちゃん」

①		DIC 24		C3	M30	Y0	K0
②		DIC 50		C0	M63	Y0	K0
③		DIC 444		C54	M39	Y28	K0
④		DIC 9		C0	M5	Y51	K0
⑤		DIC 44		C42	M18	Y0	K0
⑥		DIC 68		C70	M0	Y5	K0
⑦		DIC 183		C91	M44	Y0	K0
⑧		スミ		C0	M0	Y0	K100